

令和2年 第3回定例会

(令和2年10月21日～11月6日)

北薩広域行政事務組合議会会議録

北薩広域行政事務組合議会

令和2年第3回定例会会議録目次

第1号（10月21日）（水曜日）

1.	開 会	-----	6
1.	開 議	-----	6
1.	会議録署名議員の指名	-----	6
1.	諸般の報告	-----	6
1.	議会運営委員長の報告	-----	6
1.	会期及び会期日程の決定	-----	7
1.	議事日程の報告	-----	7
1.	議 事	-----	7
1.	認定第1号上程	-----	7
	提案理由説明・質疑・付託		
1.	議案第6号上程	-----	12
	提案理由説明・質疑・付託		
1.	散 会	-----	13

第2号（11月6日）（金曜日）

1.	開 議	-----	1 8
1.	議事日程の報告	-----	1 8
1.	議 事	-----	1 8
1.	一般質問	-----	1 8
1.	質問順位1番 竹原信一議員	-----	1 8
	1 政治の責任について		
	(1) 旅費について		
	北薩広域行政事務組合職員等の旅費に関する条例に基づき支給される旅費と実際の旅費の差額はいくらになるか。		
	(2) 議員の知る権利について		
	視察研修で訪れた長崎の北松北部クリーンセンターとは異なり、北薩広域では設計図さえ見せない。北薩広域は体質が閉鎖的ではないか。		
1.	認定第1号上程	-----	2 5
	総務委員長報告・質疑・討論・表決（認定）		
1.	議案第6号上程	-----	2 8
	総務委員長報告・質疑・討論・表決（原案可決）		
1.	閉 会	-----	2 9

令和2年第3回定例会会期日程表

月 日	曜日	会 議	事 項	備 考
10月21日	水	本会議（第1日）	令和元年度決算の認定（提案理由説明・質疑・付託） 令和2年度補正予算（提案理由説明・質疑・付託）	
10月22日	木	休会	※一般質問通告期限（正午）	
10月23日 ～ 11月 5日	金 木	休会		
11月 6日	金	本会議（第2日）	一般質問 令和元年度決算の認定（委員長報告・採決） 令和2年度補正予算（委員長報告・採決）	
※会期 10月21日から11月6日までの17日間				

令和2年第3回定例会議案等

1. 認定

認定第1号 令和元年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定について

2. 議案

議案第6号 令和2年度北薩広域行政事務組合補正予算（第2号）

令和2年北薩広域行政事務組合議会第3回定例会会議録第1号

令和2年10月21日（水曜日）

会議の場所 出水市野田支所（旧野田町役場議会議場）

出席議員 10名

1 番	川 上 洋 一 議員
2 番	上須田 清 議員
3 番	池 田 安 彦 議員
4 番	竹 原 信 一 議員
5 番	北御門 伸 彦 議員
6 番	二階堂 猛 議員
7 番	中 嶋 敏 子 議員
8 番	宮 田 幸 一 議員
9 番	木 下 孝 行 議員
10 番	道 上 正 己 議員

地方自治法第121条の規定による出席者

理 事 長 椎 木 伸 一
代表監査委員 大 堂 充 博

副理事長 西 平 良 将
理 事 川 添 健
会計管理者 田 口 宏 幸

議会事務

書記長 畠 山 義 昭
次長 華 野 順 一

事務局

柿 木 彰 事務局長
松 崎 浩 幸 総務課長
桐 原 祐 吉 施設管理課長
中 村 孝 文 総務課技術主幹
濱 畑 信 一 総務課主幹兼庶務係長（議会事務併任）
山 下 陽 一 総務課施設整備係長
松 本 修 一 総務課介護認定審査係長
竹 林 純 哉 施設管理課環境センター管理係長
中 川 淳 一 施設管理課リサイクルセンター主幹兼管理係長

西 田 清 一 施設管理課衛生センター主幹兼管理係長
西 村 典 剛 総務課施設整備係主査（議会事務併任）

付議した事件

認定第 1 号 令和元年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定について
議案第 6 号 令和 2 年度北薩広域行政事務組合補正予算（第 2 号）

午前10時00分 開 会

《開 会》

(木下孝行議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は10名であり、定足数に達しております。これより、令和2年北薩広域行政事務組合議会第3回定例会を開会いたします。

《開 議》

(木下孝行議長)

これより本日の会議を開きます。

《会議録署名議員の指名》

(木下孝行議長)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、8番、宮田幸一議員、10番、道上正己議員を指名いたします。

《諸般の報告》

(木下孝行議長)

諸般の報告を行います。

理事長から提出のありました諸般の報告を議席に配付しておきました。

これで、諸般の報告を終わります。

《議会運営委員長の報告》

(木下孝行議長)

ここで、議会運営委員長の報告を求めます。

(議会運営委員長【中嶋敏子議員】)

おはようございます。

本定例会の会期及び日程について、議会運営委員会が協議しました結果につきまして、御報告を申し上げます。

まず、会期日程について申し上げます。10月22日から11月5日までは、休会とします。11月6日は、本会議第2日の会議を開き、一般質問及び休会中審査事件の委員長報告の後、採決を行います。

また、新たに議案等があったときは、この日に上程することといたします。

なお、一般質問の通告期限は、10月22日正午までとなります。質問をされる方は、通告書に所定の事項を記載し、提出されるようお願いいたします。

以上のことから、本定例会の会期は、本日から11月6日までの17日間と決めました。

次に、本日の議事日程について申し上げます。

議案の上程について、日程第3の令和元年度決算の認定議案及び日程第4の補正予算議案は、個別に上程し、それぞれ提案理由説明の後、議案に対する質疑を行います。質疑の後、総務委員会に付託いたします。

皆さまの御協力をお願い申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

《会期及び会期日程の決定》

(木下孝行議長)

日程第2、会期及び会期日程の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期及び会期日程については、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から11月6日までの17日間とし、会期日程については、配付してあります会期日程表のとおりとすることに決定しました。

《議事日程の報告》

(木下孝行議長)

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおり定めました。

《議 事》

(木下孝行議長)

これより議事日程により、議事を進めます。

《日程第3 認定第1号 上程》

(木下孝行議長)

日程第3、認定第1号、令和元年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明及び報告を求めます。

(椎木伸一理事長)

おはようございます。ただいま上程されました、令和元年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定について、提案理由を説明します。

本案は令和元年度の決算について、先に監査委員の監査を受けましたので、その意見や法令で定める関係書類を添えて、組合議会の認定をお願いするものです。

まず、令和元年度予算の編成状況から説明をします。歳入歳出決算書の事項別明細書15ページを御覧ください。

令和元年度の予算現額は、当初予算49億3,324万7,000円に、補正予算により、15万2,000円を減額し、更に、継続費の繰越繰越額2億2,055万8,880円を加えた51億5,365万3,880円となっています。

令和元年度は、介護保険の認定審査業務に加え、10月から新たに本組合で共同処理するこ

ととなりました障害判定業務を行うほか、ごみ処理、リサイクル、し尿処理の各施設を円滑に稼働させるとともに、工事が本格化した新焼却処理施設の建設を着実に進めることを念頭に予算を編成し執行したところです。

それでは、令和元年度の決算状況について、別添の「主要な施策の成果の説明書」に基づき説明します。

1 ページをお開きください。介護保険の認定審査の関係では、判定件数は5, 738件でした。ごみ処理施設では、燃焼設備等の補修を、浸出水処理施設では、ポンプ等の補修を行っています。また、新たな一般廃棄物処理施設整備については、最終処分場の浸出水処理施設及び埋立地土木施設が完成し、ごみ処理施設についても、建設工事が順調に進められてきたところです。リサイクル推進施設では、破砕物搬送コンベヤ等の補修を、し尿処理施設では、前処理施設等の補修を行ったところです。以上のように既存施設の補修業務等に加え、新施設の建設を着実に進めてきたところです。

表の1の予算の執行状況ですが、歳入は、国庫支出金が要望額どおり交付されたことなどにより、104.4パーセントの収入率となりました。歳出は、継続費の逡次繰越額分として、翌年度へ繰り越して事業を行う財源が、12億4,294万4,913円となったことから、不用額は2,025万4,244円となり、執行率は75.5パーセントとなりました。

次に、表の2の実質収支の状況ですが、令和元年度の決算額は、歳入が53億7,816万9,886円、歳出が38億9,045万4,723円であり、歳入から歳出を差し引いた差引額は、14億8,771万5,163円です。この内、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きますと、実質収支額は、2億4,477万250円となりました。

2 ページをお願いします。令和元年度の決算状況では、実質収支は2億4,477万250円の黒字であり、単年度収支及び実質単年度収支についても、2億2,175万3,591円の黒字となっています。

3 ページをお願いします。表2の性質別決算状況です。歳入における、自主財源比率は73.8パーセントであり、平成30年度と比較すると8.5ポイントの減となっていますが、依存財源の国庫支出金が大幅に増えたことによるものです。自主財源の内訳としては、構成市町が負担する分担金及び負担金が、36億7,167万2,160円となり、平成30年度と比較すると、22億7,777万9,020円、163.4パーセントの増となっています。これは、新焼却処理施設整備事業費の増に伴うものです。依存財源のうち国庫支出金は、13億4,983万3,000円で、平成30年度と比較すると344.5パーセントの増となっています。歳入合計の増減額としては、33億1,785万1,087円、161パーセントの増となっています。

次に、歳出ですが、消費的経費は、9.7パーセントの増で、そのうち扶助費・補助費等が212.8パーセントの増となっていますが、これは、ごみ処理施設発電に伴う電力会社への設備工事費負担金によるものです。投資的経費では、新焼却処理施設整備事業の工事が本格化したことに伴い、166.8パーセントの増となりました。歳出合計の増減額としましては、20億7,371万1,463円、114.1パーセントの増となっています。

令和元年度の予算の執行に当たりましては、計画的な運営を行い、財政の健全化に努めながら、可能な限り経費の節減に努め、おおむね予定どおりの成果を上げることができたと認識しています。

組合としては、今後も構成市町と連携を図りながら、健全な財政運営に努めて参りたいと考えています。以上が決算認定についての説明となります。

よろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

(木下孝行議長)

以上で提案説明が終わりました。

これより総括質疑に入りますが、質疑をされるときは、該当ページを示していただき、簡潔にお願いします。細部にわたっては、総務委員会において、審査いたしますので、大綱についての質疑をお願いします。

なお、質疑回数は3回以内とし、質疑を許します。

(中嶋敏子議員)

4点ほどお尋ねいたします。まず令和元年度については、職員給与カットが入っていたのかなと思いますけど、その確認と総額が幾らだったかお尋ねいたします。

それとこの決算書ではですね、36ページ辺りのごみ搬入実績のところですが、これで見ると、自らそれぞれ決めた計画目標にはとても達しない状況なわけですけれども、この計画目標量を決められた根拠は何なのかというのと、新しい焼却場は現在は60トンが2炉、今度は新しいのは、44トンが2炉で88トンにちょっと規模は小さくなるわけですけれども、現在のままのごみ量で推移しとって、大丈夫なのかですね。この未達成の状況をどういうふうに判断しているのかお尋ねしたいと思います。

もう一つはもし分かればですけど、阿久根市はずっと今まで減らしていたのが、今年度令和元年度は、前年度比で増えているんですね。その原因がもし分かったら教えてください。

それと、新焼却施設は高効率エネルギー回収設備が入ってきまして、そこは国庫補助も3分の1が2分の1補助に引き上げられているわけですけれども、ただ、これを入れることで、整備費が幾らくらい上がってくるのか、そしてまた維持費がたぶん電気管理士さんなんかを必要になってくるのかなと思うんですけど、その維持費との関係でどうなのか、もし分かれば教えてください。

もう一つはですね、リサイクルセンターの個々の実績のところ、資源物の回収率が年々落ちてきてますよね。平成27年度で見ますと992トンだったのが、令和元年度は822トンに減ってきているわけです。この要因は何なのかというのと、あと、この間でもいいし、令和元年度これに対する対策は何か執ってこられたのか、まずお尋ねしたいと思います。

(椎木伸一理事長)

中嶋敏子議員から職員給与削減の総額等、それからごみの搬入計画の目標量の根拠、あるいはいろんなごみの実績についてですね、要因等についての御質問4点ほどいただいております。具体的には事務局の方から答弁をさせます。

(柿木彰事務局長)

お答えいたします。まず給与カットでございますが、元年度は出水市に準じまして、12月末まで給与カットをしたところでございます。その影響額は、総額で181万4,245円と

いうふうに算出をしております。

次にごみの搬入実績に伴う計画目標の根拠ということでございますが、この計画目標については、構成市町の方に環境省の方から人口推移、ごみの推移等に基づき、当然要領が示された中で、北薩広域と合同です。ね計画を立てたものでございます。根拠としましては、環境省の通知、算定要領によるものと考えております。

新環境センターの能力でございますが、中嶋議員からありましたとおり、日量にしまして、88トン。現在24,000トンのごみの推移でございます。新焼却施設については令和3年度の目標値に災害廃棄物分を想定した分で、処理能力を計算をしております。現在の状況からしますと、24,000トンという数字は、災害廃棄物が発生した分の対応能力がない状況ですが、現在のごみとして出てくるものについては、処理できる範囲内となっております。

阿久根市の方のごみが増えた理由としましては、衛生部会におきましては、阿久根市の生ごみ処理の事業がほぼ全域に拡大したことから、その効果が一定程度、達したことによる影響ではないかと考えております。これまでは、阿久根市さんにおかれましては、対象地域を順次拡大し、最終的には全域に広げられたというふうに理解をしております。

あと、エネルギー回収率でございます。新環境センターについては、発電設備をしておりますが、具体的に機器の維持管理費につきましては、実際、法定検査に基づきまして、今後の維持管理費の必要な機器が出てくると考えております。ただ、中嶋議員からありましたとおり、電気事業法等によりますボイラータービン技師を設置者として置かなければならないということでございますので、その分の人件費は発生すると見込んでおります。

資源物の回収が落ちている要因でございますが、資源ごみについては具体的には、ペットボトルが前年度より9トンの増加、廃プラスチック類は5トン増加しており、住民のリサイクルに対する意識は徐々ではありますが、浸透しているのではないかと考えております。ビン類については16トンの減でございましたが、これは容器が瓶からペットボトルや紙パック等に代わってきている影響も大きいと考えております。また古紙類については、11トン減少しておりますが、民間の古紙回収ボックス等の影響を受けて減少していると考えております。対策としましてはですね、こちらとしましては、本来の資源ごみについては適正ルートへの誘導をですね、構成市町と連携をしながら対応をしていきたいと考えております。

(木下孝行議長)

ほかに質疑ありませんか。

(中嶋敏子議員)

答弁ありがとうございます。計画目標量と新しい焼却場は、規模が小さくなるということで、災害ごみが入ってくると、その処理は受け入れられる状況ではないというふうに、今、答弁されたのかなと判断したのですけれど。じゃあどうするかというので、これまでの構成市町との関係です。ね、ここでの施設の運営をどうされていくのかというのは非常に問題になってくるのかなというふうに思いますが、その点と、あと、今おっしゃった阿久根市はですね、ちょっと今の答弁は反対じゃないかと思ったんですけど、あのずっと減ってきてたんですけど、令和元年度増えているんですよ。家庭ごみも、事業所ごみも。だからその関係がずっと生ごみ収集の地域を拡大してきておられたので、その関係でごみは減ってきてたと、環境センターの

搬入は減ってきてたと思うんですけど、去年増えてきてるのでその根拠が何か分かったら教えてくださいというふうに質問をしたんです。

あと、リサイクルセンターについてですけれども、これあの、施設の整備費とか借金の返済とか維持費とかですね、そういうのから計算すると、もう費用対効果で見ると、毎月毎年、大赤字ですよ。だからこれはやっぱり、さっきおっしゃった資源物については、古紙類も含めてですかね、民間の影響を非常に受けてきてるんだというふうに言われたわけですが、ここを十分活用するためにですね、それを手をこまねいて、その影響ですというだけで、いいのかな、というのが問われるのではないかというふうに思うんですが、そこら辺についての考えをもう一回教えてください。

(柿木彰事務局長)

新環境センターへの現能力へのごみの現状の対応をどう考えているのかということですが、これについては、現在、衛生部会ですね、次年度の取組を協議しております。やはり事業系ごみを減らさないといけないということで、その具体的な取組について現在構成市町と検討しております。

また、阿久根市のごみの件でございますが、私の言葉足らずでございましたが、全体的な傾向としましてはですね、若干微増ではありましたが、5年前と比べると横ばいの状況でございます。ごみの増えた要因としましてはですね、家庭ごみの個人持込が件数とも増えております。内容としましては、家を片付けられたり、剪定ごみが多いようでございます。阿久根市につきましてはですね、家庭ごみの数よりも事業系ごみの増えている量が大きいですということで、やはり、他の構成市町含めた事業系ごみの対策が、喫緊の課題だと考えております。以上であります。

(中嶋敏子議員)

リサイクルセンターの活用状況について、これまでの取組の延長でいいのかなということをお尋ねしたんですけど、その考えについてお伺いしたいんですけど。

(柿木彰事務局長)

答弁漏れがありました申し訳ございません。リサイクルセンターの受入れの考え方でございますが、基本的にはその資源ごみの適正ルートへの回収ということによりですね、結果としましては可燃ごみを減らし、全体のごみ減量に繋がるのではないかと考えております。

まあ、方針としましてはですね、衛生部会におきまして、今後とも資源ごみの受入れの拡大に向けてですね、具体的な取組を検討していこうと考えております。

(木下孝行議長)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています令和元年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定につきましては、総務委員会に付託します。

《日程第4 議案第6号 上程》

(木下孝行議長)

日程第5、議案第5号、令和2年度北薩広域行政事務組合補正予算第2号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(椎木伸一理事長)

ただいま上程されました、令和2年度北薩広域行政事務組合補正予算第2号について、提案理由を説明します。

今回の補正予算は、職員給与費等及び純繰越金により、市町負担金を調整するものです。それでは、歳入歳出予算の補正について、歳出から説明します。

12ページをお開きください。第2款総務費では、22万9,000円を増額するものです。標準報酬月額の変更に伴う給与費の調整及び本年度末に職員1人が退職することに伴い職員採用試験委託料を計上するものです。

次に、第3款民生費では、29万8,000円を減額するもので、7月1日付けの人事異動に伴い、給与費を調整するものです。

これに対する歳入ですが、10ページをお開きください。下の段からになりますが、第6款繰越金では、令和元年度の決算に伴い、繰越金として2億4,477万円を計上するものです。上の段になりますが、第1款分担金及び負担金では、先ほどの歳出の補正予算分と歳入の繰越金を、市町負担金で調整し、2億4,483万9,000円を減額するものです。

以上が補正予算の概要になりますが、今回の補正額は、6万9,000円の減額で、これにより予算規模は、41億8,629万9,000円となるものです。

よろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

(木下孝行議長)

これより、質疑を許します。質疑ありませんか。

(中嶋議員)

今提案されました補正の13ページのところで、総務一般管理費の職員採用試験の委託という予算が計上されているわけですが、どこに委託されるのかですね、それとまあ退職される理由が分かったら、個人情報でなければ分かる範囲で教えてください。

(椎木理事長)

中嶋敏子議員のほうから職員給与費関係で、その退職者に伴う職員採用試験委託先、あるいはその退職事由等についての御質問でございます。事務局から答弁をさせます。

(柿木事務局長)

お答えます。採用試験の委託先は、日本経営協会でございます。それと退職事由でございますが、御本人の都合によるものというふうに届出がされております。

(木下孝行議長)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、令和2年度北薩広域行政事務組合補正予算第2号につきましては、総務委員会に付託します。

《散 会》

(木下孝行議長)

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。

第2日の会議は、11月6日に開きます。

なお、クールビズの期間は10月で終わりますので、第2日の会議は、上衣とネクタイの着用をお願いします。お疲れさまでした。

午前10時31分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北薩広域行政事務組合議会議長 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____

令和2年北薩広域行政事務組合議会第3回定例会会議録第2号

令和2年11月6日（金曜日）

会議の場所 出水市野田支所（旧野田町役場議会議場）

出席議員 10名

1 番	川 上 洋 一 議員
2 番	上須田 清 議員
3 番	池 田 安 彦 議員
4 番	竹 原 信 一 議員
5 番	北御門 伸 彦 議員
6 番	二階堂 猛 議員
7 番	中 嶋 敏 子 議員
8 番	宮 田 幸 一 議員
9 番	木 下 孝 行 議員
10 番	道 上 正 己 議員

地方自治法第121条の規定による出席者

理 事 長	椎 木 伸 一
代表監査委員	大 堂 充 博

副理事長	西 平 良 将
理 事	川 添 健

議会事務

書記長	畠 山 義 昭
次長	華 野 順 一

事務局

柿 木 彰	事務局長
松 崎 浩 幸	総務課長
桐 原 祐 吉	施設管理課長
中 村 孝 文	総務課技術主幹
濱 畑 信 一	総務課主幹兼庶務係長（議会事務併任）
山 下 陽 一	総務課施設整備係長
松 本 修 一	総務課介護認定審査係長
竹 林 純 哉	施設管理課環境センター管理係長
中 川 淳 一	施設管理課リサイクルセンター主幹兼管理係長
西 田 清 一	施設管理課衛生センター主幹兼管理係長

付議した事件

一般質問

- 認定第 1 号 令和元年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定について
議案第 6 号 令和 2 年度北薩広域行政事務組合補正予算（第 2 号）

午前10時00分 開 会

《開 議》

(木下孝行議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は10名であり、定足数に達しております。これより、令和2年北薩広域行政事務組合議会第3回定例会第2日の会議を開きます。

《議事日程の報告》

(木下孝行議長)

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりに決めました。

《議 事》

(木下孝行議長)

これより議事日程により、議事を進めます。

《日程第1 一般質問》

日程第1、一般質問を議題とします。

本定例会の質問通告者は1名です。

これより、一般質問に入りますが、質問者の発言、並びに当局の答弁はできる限り、重複を避け、簡明的確に、また、通告外の質問や品位の保持等については、遵守されるよう望みます。なお、再質問から一問一答方式とし、議員の質問時間は40分以内とします。

通告に従い、4番、竹原信一議員の質問を許します。

(竹原信一議員)

一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問、テーマは政治の責任についてでございます。旅費と議員の知る権利を項目として出しましたが、共通して横たわる問題に目を向けていただきたいんです。新環境センターの設計処理容量21,000トンに対して、令和元年度の24,000トン。北薩広域行政事務組合は処理能力の足りない施設を現在建設中でございます。

では、9月17日の新聞報道、役場幹部や町議らの出張旅費不正が問題になっている鹿児島県屋久島町で、町職員も実際と異なる額で出張旅費を精算し差額を得ていたことが分かった。職員4人の2014年から19年の8件の出張で確認され、実費との差額は21万5,350円に上るといふ。これ新聞報道です。この広域議会、前回の視察研修では、議員に対する差額の支払いがありました。出張して帰ってくると、差額がもらえる。宿泊費と実際の差額を受け取る仕組みがあります。これは、客観的に見て、構造的、組織的な不正ではないでしょうか。旅費を受けるのは正当かもしれない。余った分を本人たちがもらえる。それから一緒に行動し、同じホテルに宿泊した議員と職員の間にも受け取るお金に差を付けてある。身分が違ってもいいのでしょうか。理事長、この仕組みはちょっとおかしいんじゃないかと思いませんか。

次に、以前、私は新環境センターの設計図を見せてくれるように要求しましたが、北薩広域の事務局は、開示を拒否しました。設計した業者が開示を望んだのと、議員の守秘義務は職員よりも低いというのがその理由でした。前回の視察研修で訪れた長崎の北松北部クリーンセ

ンターは、設計図書を惜しげもなく、私たちに見せてくれました。議員に対する対応のあまりの違いに驚きました。北薩広域議会は、優秀な職員の皆さまから軽視されていると理解いたしました。議会で質問すると、理事長は職員の書いた答弁書を朗読、あるいは取次ぎをして、職員が答弁をする。理事長自身の考えを求めると、繰り返しになりますかと、自身の考えはあるのかないのか、私の見るところでは質問をはぐらかすような言葉しか出てこない。問題の存在を見ないようにすることで役所を守る。このような姿勢であってははいけません。自分自身の精神態度に目を向けていただきたいです。新環境センター、処理能力が足りない施設。これを問題として捉えることができないようでは、適切な対応も、今後、生み出すこともできないと思います。政治家としての見解を求めます。

(椎木伸一理事長)

おはようございます。竹原信一議員の御質問にお答えします。

まず、旅費についてですが、議員の費用弁償（旅費）については、地方自治法第203条の規定により、条例で定めなければならないとされています。本組合においても、北薩広域行政事務組合議員報酬、非常勤職員の報酬、費用弁償等に関する条例及び北薩広域行政事務組合職員等の旅費に関する条例等に基づき支払っています。旅費は、鉄道、航空賃などの交通費、日当、宿泊費及び食卓料から構成されており、交通費は実費支給となりますが、日当、宿泊費及び食卓料は、国家公務員等の旅費に関する法律に準じ、役職や地域ごとに定められた定額支給となっています。日当や宿泊料など定額部分については、諸雑費が含まれており、実費の算定が困難なものもあること。また、個々の支出について旅行者に証拠書類の確保を求めること。更に、事務担当者にもその確認の手数の負担を負わせなど、手続の煩雑さに加え、事務経費の増大を招くことから、定額支給とすることは判例でも認められています。旅行先、宿泊先等により実際に掛かった費用が定額支給した旅費より多くなったり少なくなったりする場合も想定されますが、適法かつ適正に支給されているものと考えています。

なお、議員視察研修の旅費等の詳細については、後ほど、事務局長に答弁させます。

次に、議員の知る権利についてお答えします。現在、整備を進めていますごみ処理施設建設工事については、議会の皆様にも、これまで施設の概要及び平面図等をお示し、説明を行ってきたところです。設計図書等の開示については、令和元年第2回及び第3回定例会での一般質問でもお答えしましたが、特別職である議員に関しては、地方自治法及び地方公務員法等において、明確に守秘義務を課す規定がないことから、本組合では、出水市情報公開条例に倣い、公文書等の開示を行っています。ごみ処理施設建設工事の入札説明書では、見積図書の著作権は入札参加者に帰属するものとし、公表に当たっては協議が必要と明記されています。協議の結果、受注者側からは、設計施工等の技術、ノウハウを公開することは、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから、部分的な公開についても、非公開としてもらいたい旨の回答があったところです。

出水市情報公開条例では、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは、不開示情報とされていることから、設計図書等の開示については、不開示とさせていただいたところです。

(柿木彰事務局長)

竹原議員の旅費の質問にお答えします。本年2月に実施されました議員視察研修については1泊2日で長崎県に行かれたものです。移動手段はバスを借上げたことから、当該条例に基づき、お支払した費用弁償は各議員の御自宅から、出発地となりました野田支所までの車賃を除き、宿泊料及び日当です。宿泊料は13,100円、日当が2,600円の計15,700円で定額となっています。支出については、事務局で手配したホテル代及び昼食代が9,500円で、残り6,200円については議員、それぞれで夕食代その他の雑費に充てていただいたものです。夕食代その他の雑費は議員各自でお支払いされたものも含まれ、議員ごとに異なる上、宿泊料及び日当は精算義務のない定額の費用弁償であることから、支給された旅費と実際の旅費の差額を事務局で算定することはできないところです。

(竹原信一議員)

ありがとうございます。その実際の話ですよ。今までやってきた慣れ親しんできたルールは分かりますよ。でも、明らかに余って、それをお渡しするという状況はですね、どうしても私は市民、国民の納得いくやり方ではないと思うんです。いかがでしょうかね。住民感情というか、そういったものを考慮に入れる必要があるんじゃないですか。この条例というのは、私たちが決めるものですから変更することは簡単です。今の状況について、ちょっとおかしいんじゃないかと住民から言われかねない状況だというふうには、お感じにはなりませんか。

(椎木伸一理事長)

はい、答弁でも申し上げましたけれども、様々な条例に基づき、あるいはその実費としての交通費は支給し、残りは定額ということで支給をさせていただいているところです。これについては、どこの組織もそういった形で支給していることでありまして、著しくその妥当性を欠くというふうには認識はしておりませんで、今の状況でですね、適正ではないかと私は思っております。

(竹原信一議員)

私が申し上げているのは、役所として執行を間違えているかもしれないという話をしているのではなくて、市民の代表として市長、そして理事長をされている椎木さんにお伺いをしているわけですよ。住民からこれについては問題だと、違和感があるよと、言われるとは思いませんかという質問でございます。いかがでしょう。

(椎木伸一理事長)

はい、住民感情といいますか、先ほど竹原議員が事例でおっしゃいました屋久島町の件がありましたけれども、あの件とは今回御質問の件は内容が違うというふうに思います。先ほど言いましたように旅費については実費ということで精算をいたしますけれども、屋久島町の場合は航空券の領収証との内容がですね実際の支払われた額と相違があるという点からの話でございます。それについては実費ということ。それから残りの部分については、定額ということですが、これについてもですね、個別の事情はいろいろ煩雑な部分があると思います。ですが、そういったものをですね少しでも合理的に、いわゆる事務手続上あるいは支給を受ける側も煩雑さを省略するというようなことで、合法的に解釈されておりまして、妥当

な支給の方法だというふうに思っております、今の精算の方法、支給の方法についてはですね、住民の皆さんの立場から考えても妥当ではないかというふうに思っております。

(竹原信一議員)

例えばですね、この条例については、今、言われている金額を上限とするという表現に変えるだけで、明らかに余分な部分については、支給しなくても済むようになるわけですよ。煩雑さという問題は置いて、それも解決できるじゃないですか。明らかな場合は、支給しなくてもいいようになるわけですね。前回の研修の時みたいに帰りのバスの中で皆さんにお支払いしますからって、これほど違和感のあるものはなかったですよ。対応はできるじゃないですか。私が先ほどから申し上げているのは、住民感情としてこれおかしいと思われると思いませんかと言ってるわけですよ。それについてはまだお答えいただいてないですけどもどうでしょう。

(椎木伸一理事長)

住民感情から考えても、先ほど言いましたように、私は妥当なものだというふうに考えています。いろんな規約の中でですね、これまで支給をさせていただいているわけでございますし、判例でもですね、非常にその合理的な妥当性というか適切な支給だというふうな判例もありますけれども、後ほど詳細については、事務局長の方からも答弁させますけれども、著しく妥当性を欠いたものだとは思っておりませんので、今の状況での支給を続けさせていただきたいと考えております。

(柿木彰事務局長)

さっきの議員視察の件についてでございますが、旅費は本来旅行者である御本人にお渡しをするものでございます。ただ旅行先での支払いの事務の煩雑さを避けるため、担当職員が議員の皆さまの旅費をお預かりをして、こちらで確定した分をお支払いしたのち、預かったお金のうち残りを議員の方にお返しをしたというのが実態でございます。ただ、先ほども言いましたとおり、宿泊費、日当定額支給の部分につきましては、雑費等が含まれており、その精算事務をするとなるとですね、証拠書類の確認が必要となります。旅行先によっては地下鉄、バス等に乗ることも想定されます。そういった領収書等が確保困難な旅行先もあるということで、判例でもですね、そういった事情であらかじめ定額支給についても認められているという判例が出ているところでございます。

(竹原信一議員)

議員と職員の間にも金額の差がありますよね。議員の方が高くなっている、たくさんお小遣いをもらえるみたいな感じ、それについてはどのようにお考えでしょうか。

(椎木理事長)

先ほど答弁でも申しましたように、それぞれごとにですね、役職あるいは地域ごとに宿泊料も違うわけですが、定められた定額支給というふうになっているわけですが、これはもうこれまでの色んな経緯からですね、そういった取扱いになっているわけではございませ

て、これまでの慣例をですね、通しながらやっている内容であります。内容については事務局長の方から答弁をさせます。

(柿木事務局長)

議員と職員の間には差があるのではないかとということでございますが、この額につきましてはですね、国家公務員等の旅費に関する法律の中に役職や地域ごとにその額が定められております。その表に基づきまして議員の方の日当、宿泊料、また職員の日当、宿泊料、県外、関東とかですね、そういった地方によって額が定められておりますので、その表に準じて本組合においても定めているところであります。

(竹原信一議員)

国家公務員のを真似して作ってありますからそれで良いみたいな話はですね、それはちょっとあれですよ。条例は私どもと一緒に決めていくわけじゃないですか。それがこの地域のそして住民の状況、感情、そういったものを含めたところでどうするかっていうのが、私たちに責任と権限があるわけですよ。ですから今までの伝統がどうだのっていう、それは理由にならないと思いませんか。今、もしもっと新聞やら何やら大騒ぎになったときには動く、それになるまでは、このまま継続するというこの精神態度が問題がありますよ。議会とそして理事長、選挙民から選ばれた私たちの在り方というのは、もう少し考えなきゃいけないんじゃないでしょうか。今の理事長、事務局長の話は役所の伝統の話じゃないですか。役所の方を住民の考え方、そして常識、それに沿わせて変えていくのが私たちの仕事でしょ。そういうふうに意識を変えることができませんかね。どうでしょう椎木さん。

(椎木理事長)

はい、あのおっしゃることについてはですね、個人的には非常に私も理解はしているつもりでありますけれども。この我々の事務手続の制度上、国の国家公務員の支給状況に倣ってやっているわけですけれども、これについては大きなですね、全体的なこれは日本国中そういう制度を引用しておりますので、全体的な制度の改革が必要な部分でございまして、そちらの改革があればですね、我々も当然それに準じてやっていかなければならないというふうには考えておりますけれども、この北薩広域事務組合だけでですね、それをどうこうというようなことまで今のところですね、考えているところではございません。

(竹原信一議員)

問題は正にその辺りにありそうですね。全体的なものに沿った形でしかできないというその考え方ですよ。条例はここで決めているんですよ。私たちの権限と責任、住民から求められ与えられたそれを、どうして国の形に合わせなきゃいけないか、そっちに付度する必要あるかな。付度の結果ですよ、あなたの今の表現は。この事務組合が、その部分を変えたからといって、国から法律違反なんて言われることは絶対ありませんよ。付度のやり過ぎです。主体的に物事の考えるように出水市政も変わっていただきたいなと思います。出水が変わらないとここ変わらないという感じですよ。どちらにしろ、出水市長ですから。できるんですよ。今までの伝統について、変えないという判断をあなたがしているわけです。権限はあるのにないか

のような気になっている。あるんですよ。思い起こしていただきたいと思います。

それから、このクリーンセンターのところでは見せてくれた、ここではそのようなことで見せられない。やっぱりおかしいですね。理事長も守秘義務という観点からどうなんですか。議員は職員よりも守秘義務の程度が低いということから見せられなかったけど、理事長の守秘義務はどうなってますか。

(椎木理事長)

守秘義務についてはですね、先ほど答弁で申しましたように特別職には地方公務員法等の適用はないわけですので、適用されないわけですので、そこについてはですね、ないというふうに思っておりますけれども、私どもがいろんな理事会の中でとか、北薩広域事務組合の中での協議等においてはですね、全体的な事業に進捗やあるいは事業内容などを報告を受けながら判断しているところでございまして、我々も守秘義務については、特別職についてはですね、議員の皆様と一緒に基本的には適用されないと、地方公務員法は適用されないというふうに考えております。

(竹原信一議員)

おもしろいですね。そうすると、理事長がこの設計図も見せろという権利はないという、こういう判断ですね。事務局長、これはそうなんですか。

(柿木事務局長)

広域におきまして、最高意思決定機関は理事会であります。その意思決定に当たりまして、必要な情報は当然、判断材料としてお与えすべきものだと考えております。ただ、その中にはですね、当然、設計図書の細部までですね、お示しをするような必要性というのが、場合によってはあるかもしれませんが、判断材料に必要な範囲内でお示しをしているというのが現状でございまして。情報公開につきましてはですね、全てを見せるということではなく、本組合においても出水の情報公開条理に倣ってやっておりますので、その辺は御理解いただきたいと考えております。

(竹原信一議員)

そうすると、何か必要であるか必要でないかは、理事長ではなく事務局、職員が知るべきもの、知らなくてよいものを決めているということですか。そのように聞こえましたけど。

(椎木理事長)

先ほど、事務局長が説明しましたように、最高意思決定機関は理事会ということでございます。その理事会がいろんなその私ども組合のですね、事務事業の執行について責任を持つわけですけれども、その理事会規程に基づきまして、会議に付すべき事項については、意思決定の判断に必要ないろんな情報、そういったものは事務局から説明をさせるというような、必要最小限ではありますけれども、説明させる、情報を提示させるというようなことでやっております。

(竹原信一議員)

これは驚きましたよ。今の椎木さんの言葉は、させておきますということですけども違いますよ、これは、事務局の方が上じゃないですか。事務局の権限で、私たちは見せてもらえるか、見せてもらえないかが決まっていると。こんなことじゃいけませんよ。これは、もしですよ、事務局の方は、理事長が図面持ってこいと、見せろと言われたときに拒否できるんですか。

(椎木理事長)

そういったことではなくてですね、私どもが判断に必要な書類等は提出を求めますけれども、それを内部を精査、必要なものはですね求めますけれども、内容等を精査した上で、我々はその内容について、先ほど言いましたような、企業にとって競争上不利益になるようなことについてはですね、私どもも意思判断の、意思決定の材料としては扱いますけれども、それについて、理事長として、あるいは理事としてですね、外に出すようなことはですね、してはならないというふうに、それはもう理事として倫理上の話ですけども、そういった考えでおりまして、事務局に資料を求めることは我々の判断ですることだというふうに認識しております。

(竹原信一議員)

何か答えがおかしいですね。先ほどは特別職には細部まで見る権限がないというような言い方をしてみたり、本当はどうなんですか。精査をする権限がないと今の話を総合すると聞こえますよ。理事長には細部を点検する、精査する権限がない、そうなんですか。

(椎木理事長)

必要があるものについてはですね、そういった対応しなきゃならない部分もあると認識しております。

(竹原信一議員)

何、言ってるんですか、そこじゃないですよ今の問題は、見る権限があるか、ないかの話ですよ。特別職だからそこまでの権限がないってあなたが言った話ですよ。責任があるのに権限がない、おかしいでしょ。事務局長、理事長から設計図を持ってこい、全部見せろと言われたときに拒否できるんですか。

(柿木事務局長)

先ほど、理事長がお答えされましたのは、いわゆる、自治法、地公法上の守秘義務規定について御答弁されたものと認識しております。当然、執行部におきまして最高意思決定機関は理事会ですので、理事の皆様方からその意思決定の判断材料として資料等求められたら提示するという当然、我々は上司の命に対し、服務規定がございますので当然出すべきものだと考えております。

(竹原信一議員)

そうですね、命令に従って見せないといけないんですよ。特別職はそれだけの責任と権限があるんですよ。一般公務員よりも知る権利が低いわけじゃないんですよ。むしろ強いんです。

自分たちの権限、責任を、もっと重いものとして捉えなきゃいけませんよ。職員たちがやってくれてるから、俺たちはその上で踊っておけば良いんだという感じではだめなんです。どんなことになっても私たちは責任がある、これは結局のところ市民に担わせられるからなんですよ。今の状況はよくないですよ。職員に隠し事させちゃいかんわけですよ。意図的であろうと無意識であろうと。いつでもどうぞ、確認してください、私たちが皆さんに従います。政治家に従います。市民に従います。こういう態度じゃなきゃいかんわけです。それだけの責任が、権限があるというのを改めて理解いただきたい。よろしく願いいたします。質問終わります。

《日程第2 認定第1号 上程》

(木下孝行議長)

日程第2、認定第1号、令和元年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

ここで、総務委員長の審査報告を求めます。

(竹原信一議員【総務委員会委員長】)

先ず、認定第1号の令和元年度歳入歳出決算について報告します。

質疑は宮田委員から「組合債の交付税措置について」の質問があり、答弁は「償還金は50パーセントの財源措置がある。リサイクル施設には、50パーセントと30パーセントの措置。起債終了後も数年間、財源対策債が措置されており、その分の交付税もある。出水市で手続きして、広域には出水市の負担金という形で措置されている。」との内容でした。

中嶋委員から、「計画目標量を決めた根拠は。」の質問に対して、「構成市町が計画目標量を定めており、広域はその数値をいただいている。」との答弁。

「今のままのごみの推移で行けば、災害ごみを受入れられない事態になってくるのか。」の質問には、「新環境センターの処理計画は年間21,000トンで現在は3,000トン超過しているので災害ごみの受入れは厳しい。事業系のごみを減らすということを目標に取組を検討している。」との答弁。

「大きな事業所のごみの組成の分析をやっていく考えがあるのか。」の質問には、「展開調査、組成調査は来年度、強化したい。」との答弁。

宮田委員から、「災害ごみという分野を含めて検討されなかったのか。」との質問に対しては「10トン分の災害ごみを含め日量88トンで計画をしたが、現状は災害以外のごみを処理するだけでいっぱいである。」との答弁。

中嶋委員から、「資源物の回収が下がっている原因は。」の質問には、「民間の回収業者の影響を受けているのが主な原因である。」との答弁。

「ごみを出さない、出す費用も処理する費用も掛からないように交換する取組は。」の質問には、「リサイクル祭りを年に1回やっている。今年度は延期しているが、年一回がいいのか、複数回した方がいいのか含めて検討したい。」との答弁でした。

質疑の後、中嶋委員から討論がありました。

内容は、給与カットに反対。それから、ごみ減量が進まないのは事業所ごみと生ごみへの取組に問題がある。高効率エネルギー回収設備はごみ減量に逆行する。ごみから電気を取るといのはごみが減ると電気を取れなくなる。整備費が掛かり、維持費もボイラー管理士や電気管

理士が必要になる。リサイクルセンターは費用対効果の点でいくと赤字である。令和元年度は成果を減らしている。ごみの持込み利用料が周辺と比べると非常に安い。これら問題を含んだままで推移した決算である。

以上の理由から決算認定に反対するというものでした。

採決の結果は認定に賛成が多数でした。報告を終わります。

(木下孝行議長)

これより、総務委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

討論を許します。討論ありませんか。

(中嶋敏子議員)

ただいま提案をされております、令和元年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定に問題点を指摘して反対いたします。令和元年度の決算額は、歳入が53億7,816万9,886円で前年度と比較して、33億185万1,087円、161.04パーセントの増であります。これは、新処理施設整備工事の進捗状況に連動して構成市町の分担金と負担金が22億7,492万8,000円、156.39パーセントの増、国庫支出金が10億4,617万3,000円、344.52パーセントの増で、いずれも急増したことが主な要因とされています。歳出の38億9,045万4,723円は、前年度比で20億7,371万1,463円、114.14パーセントの増となっています。これは最終処分場の浸出水処理施設建設工事と埋立地土木施設建設工事の完了とごみ処理施設建設工事の本格化に伴う衛生費20億7,090万5,732円、129.73パーセント増加したことが主な要因とされています。この結果、今年度の実質収支は翌年度への繰り越し分を差し引いて2億4,477万250円の黒字、単年度収支でも2億2,175万3,591円の黒字と示されています。じんかい処理は自治体が責任を負う事業とされていることから施設整備に対する国の負担率は3分の1と低く、高効率エネルギー回収設備のみ2分の1の交付率になっております。そのため、構成市町の分担金及び負担金は歳入総額の約70パーセントを占め、前年度比22億7,492万8,000円、156.39パーセント増の37億7,160万6,000円に上っているわけであります。私は、この施設の計画当初からごみ減量を優先させて身の丈に合った施設整備にと主張し続けてきました。確かに、現在の60トン、2炉から災害ごみ分10トンを含めて44トンの2炉に縮小されましたけれども、構成市町の負担金は高額なものになり、このうちの維持経費ランニングコストを含めて、とりわけコロナ禍で経済財政共に先が見えない中で、今後、長きに渡って自治体財政を圧迫する要因になります。とりわけ環境省が補助率3分の1を2分の1に引き上げて誘導を図る付帯設備の高効率エネルギー回収設備、つまり、ごみから電気を生み出す仕組みはごみ減量に逆行する邪道だと考えます。ごみが減れば困ることになるわけです。補助率は上がってもこれに関する付帯工事費やその後配置が必要とされるボイラー

管理士等の費用を含めて維持費を考えると問題であります。政府は家庭ごみのプラスチック製品と容器包装を一括回収してリサイクルする方針を決めていますが、今後、大量排出の事業者にもプラスチックごみを資源として分別し、リサイクルすることを義務付ける方針を示し、2022年度からの適用を目指すとされています。そうすると高カロリーのごみを失うことにつながり、この付帯設備の整備の必要性や維持に疑問が生じてくるのではないかと懸念するものであります。令和元年度のごみ搬入量は事業系ごみが49トン減少していますが、人口は減っているのに生活系ごみは269トン増加しています。事業系ごみは減ったとはいえ搬入量全体の39.40パーセントを占め、全国平均の20パーセント台を大きく超えています。2市1町全体のごみ搬入量24,241トン、令和3年度の新焼却施設供用開始時の計画目標量20,831トンを3,410トンもオーバーしております。このことでは私は、計画目標量はとりあえず決めただけの目標量で達成する必要はないのか、その算定根拠も含めて何回もたどってきました。決算資料で焼却処理施設のごみ処理実績を見てみますと、処理能力120トン、1日16時間、総処理量24,241トンを稼働日数309日で除すると、1日当たりの処理量では78.4トンになっております。現在の炉では65パーセントの稼働率でかなり余裕を残していますけれども、新施設は88トン、このうち10トンは災害ごみとされておりますので実質は78トン、このままで推移しますと100パーセントを超える稼働率となりかなりの負担を受けることとなります。事業系の大幅な減量、生活系ごみの中でとりわけ4割を占めるとされている生ごみの分別収集での実行ある減量が、自ら決めた供用開始時の計画目標量を達成するために、構成市町とともに共同の責任を負っていたにもかかわらず、示された決算は問題を残していると言えます。この間、資源物の回収の実績は毎年減り続けていますが、リサイクルセンターの費用対効果から考えたときに、この施設の利用率を上げることは急務だと指摘をしてきましたが、従来を越えた取組はなされず、逆に市場の低迷等の理由から、鉄類、アルミ、古紙類の売上収入が前年度比で680万円も減少していることは問題です。平成29年度1,500円から3,000円に引き上げられたとはいえ、一番近い水俣市の10,000円の7割引きの使用料で令和元年度はごみ処理施設が稼働していたことが、近隣からのごみの持込みを許したり、事業所がリサイクルできるものも分別せずに安易に燃やしてしまうことにつながっていたのではないかと指摘をしたいと思います。職員給与がカットされていることは問題であることなど主な点を指摘をして討論いたします。

(木下孝行議長)

ほかに討論ありませんか。

(竹原信一議員)

決算認定に反対です。

職員給与について減額があったということですが、公務員、職員の給与は地域住民と同程度でなければなりません。日本国憲法第14条すべて国民は法の下で平等であって政治的経済的又は社会的関係において差別されないとあります。住民とかけ離れた給与、退職金そして年金まで公務員の特別な身分を保障するやり方は憲法違反です。住民感情としても許しがたい。

それから新環境センター設計処理容量21,000トンに対して令和元年度の処理量は24,

000トン、処理能力の足りない施設を造っており事業の失敗は既に明らかです。それから、よそからの事業所ごみを持ち込まれている可能性が極めて高いという状況です。

過去に行って実際成果の上がったごみの展開調査を事務局は止めています。これにも問題があります。業界の圧力に屈してきたとしか思えません。議会は決算認定に反対することで圧力を示さなければ、今後、事務局職員も自信と確信をもって行動を起こすのは難しいと思います。

（「なし」の声あり）

（木下孝行議長）

ほかに討論ありませんか。

（木下孝行議長）

討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これから、認定第1号、令和元年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

（木下孝行議長）

起立多数です。よって本件は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

《日程第3 議案第6号 上程》

（木下孝行議長）

日程第3、議案第6号、令和2年度北薩広域行政事務組合補正予算第2号を議題とします。ここで、総務委員長の審査報告を求めます。

（竹原信一議員【総務委員会委員長】）

議案第6号、令和2年度北薩広域行政事務組合補正予算（第2号）について、質疑討論はなく採決は全員が賛成でした。報告を終わります。

（木下孝行議長）

これより、総務委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

（木下孝行議長）

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。討論を許します。

(「なし」の声あり)

(木下孝行議長)

討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これから、議案第6号、令和2年度北薩広域行政事務組合補正予算第2号を採決します。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと、認めます。

よって本件は、委員長の報告のとおり可決されました。

《散 会》

(木下孝行議長)

以上で、本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議を閉じ、これをもって、令和2年北薩広域行政事務組合議会第3回定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時54分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北薩広域行政事務組合議会議長 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____